

## 奈良先端科学技術大学院大学名誉教授称号授与規程

平成21年11月17日  
規程第 4 号

### (趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第1条の2 この規程において「研究科長等」とは、先端科学技術研究科長、総合情報基盤センター長、遺伝子教育研究センター長、物質科学教育研究センター長、データ駆動型サイエンス創造センター長、デジタルグリーンイノベーションセンター長、保健管理センター所長、教育推進機構長及び研究推進機構長をいう。

### (資格)

第2条 名誉教授の称号は、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の修了者又は教員若しくは教員であった者のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学の教育研究活動の発展に功績があり、引き続き、本学の教育研究活動のより一層の推進及び発展に貢献が期待されるもの（以下「有資格者」という。）に対して授与する。

- (1) ノーベル賞受賞者
- (2) 文化勲章受章者
- (3) 前2号と同等の教育研究活動の功績を称える賞又は顕彰を受けた者

### (推薦及び附議)

第3条 研究科長等は、有資格者がある場合、あらかじめ有資格者の同意を得て、学長に名誉教授の称号の授与について推薦することができる。ただし、有資格者が、研究科長等と同一の者である場合は、これを行うことができない。

- 2 学長は、前項に定める推薦があったときは、名誉教授の称号の授与について、教育研究評議会に附議するものとする。
- 3 学長は、有資格者が研究科長等の場合、あらかじめ有資格者の同意を得て、名誉教授の称号の授与について、教育研究評議会に附議することができる。

### (選考)

第4条 教育研究評議会は、前条第2項による附議に基づき名誉教授の選考を行い、出席評議員（評議員に選考対象者がいる場合は、当該評議員を除く。）の3分の2以上の賛成により名誉教授の称号を授与される者（以下「称号授

与候補者」という。)を決するものとする。

(授与)

第5条 学長は、前条の選考を経て、称号授与候補者に栄誉教授の称号を授与するものとする。

(称号授与の取消し)

第6条 栄誉教授の称号を授与された者が、その名誉をけがす行為があったときは、教育研究評議会の意見を聞き、学長は、称号の授与を取り消し、栄誉教授記を返還させるものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、栄誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年11月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。